

令和9年度 幼稚園・保育施設利用案内

令和8年9月発行



令和9年度から、ここが変わります！

- ① 保育を必要とする事由が『育児休業』の場合の取り扱いが変わります。
※ 保育所(園)・認定こども園は、p.5 参照
幼稚園の預かり保育は、p.9 参照
- ② 就労証明書などは保護者（父母）のみの提出になります。
(同居している 65 歳未満の祖父母の就労証明書などが不要になります)
※ 入所審査の状況により必要な場合があります

さぬき市健康福祉部
幼保こども園課





も く じ



1	さぬき市内施設一覧	1
2	認定区分の種類	2
3	施設利用時間について	2
4	利用者負担額（保育料）、給食費（主食費・副食費）	2
	【別表】 保育認定子どもの利用者負担額（保育料）基準額表	3
5	申し込みに必要な書類	4
6	保育を必要とする事由、証明書について	5
7	申し込みから利用開始までの流れ（目安）	6
8	休日保育のご案内	7
9	さぬき市立幼稚園預かり保育の利用について	8, 9
	【別表】 第1次受付日程	裏表紙の裏面



申請書類のダウンロードはこちら



《 休所(園)日について 》

● 幼稚園・認定こども園（1号）

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

● 保育所・認定こども園（2・3号）

日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※ 私立施設については、各施設へお問い合わせください。

1 さぬき市内施設一覧

さぬき市には、幼稚園・保育所(園)・認定こども園が計18施設あります。希望によりお子さまの入所(園)施設を選ぶことができますが、定員を超えると希望の施設に入所(園)できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、入所(園)のお申し込みは、さぬき市に住民登録をしている方が対象です。(さぬき市に転入予定の方も申請可能です。ただし、入所(園)月の前月10日までにさぬき市に住民登録をしている方に限ります。)

● 幼稚園一覧



施設名	公私	利用定員	認定区分	対象年齢	所在地	電話番号	サービス※2
さぬき南幼稚園	公立	80	1号	3歳児～	大川町富田中2939-1	0879-43-2026	
志度幼稚園	公立	80			志度3726-1	087-894-1750	
寒川幼稚園	公立	50			寒川町石田西384-1	0879-43-5686	
長尾幼稚園	公立	50			長尾西914-1	0879-52-4008	
造田幼稚園	公立	50			造田是弘800-1	0879-52-4346	
長尾聖母幼稚園 ※1	私立	25		満3歳～	長尾西681	0879-52-2294	一時

※1 詳細は、施設にお問い合わせください。

● 保育所(園)一覧



施設名	公私	利用定員	認定区分	対象年齢	所在地	電話番号	サービス※2
富田保育所	公立	60	2・3号	3か月～	大川町富田西2525-1	0879-43-2186	誰通
志度保育所	公立	110			志度752	087-894-1759	誰通
寒川保育所	公立	60			寒川町石田西389	0879-43-2243	誰通
長尾保育所	公立	90			長尾東1012	0879-52-2149	誰通
岡野松保育園	私立	40			志度338-4	087-894-1080	誰通
たらちね保育園	私立	130			造田野間田676-5	0879-52-3596	セ・一時・誰通
あおぞら保育園	私立	50			志度4426	087-813-6991	病児

● 認定こども園一覧



施設名	公私	利用定員	認定区分	対象年齢	所在地	電話番号	サービス※2
津田こども園	公立	15	1号	3歳児～	津田町津田164-2	0879-49-0301	誰通
		120	2・3号	3か月～			
よしいけこども園	私立	15	1号	【1号】 満3歳～	志度4212-1	087-894-2343	セ
		120	2・3号				
ひまわりこども園	私立	15	1号		鴨部1629	087-895-0818	セ・一時
		70	2・3号				
認定こども園だいご	私立	10	1号	【2・3号】 3か月～	寒川町石田東甲639-2	0879-43-1451	セ・一時
		70	2・3号				
認定こども園長尾学舎	私立	15	1号		長尾西1601-1	0879-52-1597	セ
		80	2・3号				

※2 セ＝子育て支援センター、一時＝一時預かり、病児＝病児・病後児保育、誰通＝こども誰でも通園制度

2 認定区分の種類

教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定区分があり、教育・保育の必要性に応じて認定されます。

年 齢	保育の必要性	認 定 区 分		利用できる施設
満3歳以上	なし	1号認定	教育標準時間	幼稚園・認定こども園
	あり	2号認定	保育標準時間／保育短時間	保育所(園)・認定こども園
満3歳未満	あり	3号認定		

3 施設利用時間について

● 幼稚園・認定こども園【1号認定】

預かり保育	教育標準時間（6時間）	預かり保育
7:30	8:30	14:30 18:30

預かり保育の詳細は
p. 8, 9 参照

● 保育所・認定こども園【2・3号認定】のうち、就労時間 6 4 時間／月以上

早朝	保育短時間（8時間）	延長
7:30	8:30	16:30 19:00

1回あたりの料金※₃
早朝：100円
延長：18:30まで200円
19:00まで300円

● 保育所・認定こども園【2・3号認定】のうち、就労時間 1 2 0 時間／月以上

保育標準時間（11時間）	延長
7:30	18:30 19:00

1回あたりの料金※₃
延長：100円

※₃ 早朝・延長保育の料金は、公立保育所・公立認定こども園の料金です。

私立保育園・私立認定こども園をご利用の方は、ご利用の施設にお問い合わせください。



4 利用者負担額（保育料）、給食費（主食費・副食費）

保育料・給食費は、入所(園)した月から施設に在籍している期間、毎月納めていただきます。月の途中で退所(園)した場合や、施設を休んだ場合でも、その月の料金は全額納めていただきますので、ご了承ください。

対象施設	年 齢	保育料	給 食 費	徴 収 方 法
公立幼稚園	3～5 歳児	無料	215円/1食×日数	市が徴収（口座振替）
私立幼稚園			施設にお問い合わせください。	施設で徴収
公立保育所	0～2 歳児	p. 3 参照	保育料に含まれる	市が徴収（口座振替）
	3～5 歳児	無料	主食費 … 600円/月 副食費 … 4,500円/月	施設で徴収（現金） 市が徴収（口座振替）
私立保育園	0～2 歳児	p. 3 参照	保育料に含まれる	市が徴収（口座振替）
	3～5 歳児	無料	施設にお問い合わせください。	施設で徴収
公立認定こども園 （1号認定）	3～5 歳児	無料	主食費 … 500円/月 副食費 … 3,500円/月	施設で徴収（現金） 市が徴収（口座振替）
	0～2 歳児	p. 3 参照	保育料に含まれる	市が徴収（口座振替）
公立認定こども園 （2・3号認定）	3～5 歳児	無料	主食費 … 600円/月 副食費 … 4,500円/月	施設で徴収（現金） 市が徴収（口座振替）
	満3～5 歳児	無料	施設にお問い合わせください。	施設で徴収
私立認定こども園 （1号認定）	0～2 歳児	p. 3 参照	保育料に含まれる	施設で徴収
私立認定こども園 （2・3号認定）	3～5 歳児	無料	施設にお問い合わせください。	

★ 副食費（おかず代）の免除対象者

- ・ 1号認定：市民税の所得割課税額が、77,101円未満世帯または第3子以降
- ・ 2号認定：市民税の所得割課税額が、57,700円未満（ひとり親世帯等は77,101円未満）世帯または第3子以降

保育認定子どもの利用者負担額（保育料）基準額表

R8.9.1現在

利用者負担額（保育料）は、世帯の市民税額によって決定されます。世帯の市民税額の合計は、原則、保護者（父母）の市民税額で決まりますが、保護者（父母）の収入の合計額が103万円以下の場合は、同居している祖父母または曾祖父母の中で最多収入の方を家計の主宰者であると判断し、算定の対象となります。保護者（父母）については、単身赴任等で子どもと別居している場合も算定の対象になります。

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額、円）			
			第1子		第2子	
			短時間	標準時間	短時間	標準時間
A	生活保護世帯		0	0	0	0
B	市区町村民税非課税の世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0
		上記以外	0	0	0	0
C	市区町村民税均等割のみの世帯	ひとり親世帯等	6,350	6,500	0	0
		上記以外	13,700	14,000	0	0
D 1	48,600円未満	ひとり親世帯等	7,850	8,000	0	0
		上記以外	16,700	17,000	8,350	8,500
D 2	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	8,850	9,000	0	0
		上記以外	22,600	23,000	11,300	11,500
D 3	57,700円以上 61,000円未満	ひとり親世帯等	8,850	9,000	0	0
		上記以外	22,600	23,000	22,600（11,300）	23,000（11,500）
D 4	61,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	8,850	9,000	0	0
		上記以外	29,400	30,000	29,400（14,700）	30,000（15,000）
D 5	77,101円以上 97,000円未満		29,400	30,000	29,400（14,700）	30,000（15,000）
D 6	97,000円以上 133,000円未満		36,300	37,000	36,300（18,150）	37,000（18,500）
D 7	133,000円以上 169,000円未満	0歳児	43,200	44,000	43,200（21,600）	44,000（22,000）
		1、2歳児	42,200	43,000	42,200（21,100）	43,000（21,500）
D 8	169,000円以上 235,000円未満	0歳児	48,100	49,000	48,100（24,050）	49,000（24,500）
		1、2歳児	47,100	48,000	47,100（23,550）	48,000（24,000）
D 9	235,000円以上 301,000円未満	0歳児	51,100	52,000	51,100（25,550）	52,000（26,000）
		1、2歳児	49,100	50,000	49,100（24,550）	50,000（25,000）
D 10	301,000円以上 397,000円未満		52,000	53,000	52,000（26,000）	53,000（26,500）
D 11	397,000円以上		52,000	53,000	52,000（26,000）	53,000（26,500）

《利用者負担額（保育料）算定に伴う適用年度》

4月～8月：前年度の市区町村民税額、9月～翌3月：当年度の市区町村民税額

備 考

- 1 上記表の子どもの数の数え方は、現に扶養している子どもです。
- 2 D3～D11階層において、就学前の子どもが2人以上いる場合は、2人目は半額（括弧内の金額）となります。
- 3 第3子以降は無償になります。

5 申し込みに必要な書類

必要書類等は、幼保こども園課（寒川庁舎2階）、生活環境課（本庁1階）、各保育施設に用意しています。

また、必要書類（保育料口座振替依頼書を除く）は、さぬき市ホームページからもダウンロードできます。

書類は、ボールペンで記入してください。消えるペンや鉛筆などは使用しないでください。

● 幼稚園・認定こども園【1号認定】



対象	☑	必 要 書 類	注 意 事 項
新規 継続	☐	教育・保育給付認定申請書兼現況届（1号認定用）	子ども1人につき1枚
新規 のみ	☐	申請に来られる方の本人確認書類 ※ 提示のみ	・運転免許証などの顔写真入り…1点 ・資格確認書、年金手帳など顔写真がないもの…2点
	☐	個人番号提供書 ※ 個人番号が確認できる書類の写しを提示	子ども1人につき1枚（2人以上申し込みの場合は、1枚は原本、その他は写しでも可）
該 当 者 の み （ 新規）	☐	幼稚園入園申込書	子ども1人につき1枚 ※ 長尾聖母幼稚園以外の幼稚園
	☐	こども園入園申込書（1号認定子ども）	子ども1人につき1枚 ※ 津田こども園（1号）のみ

● 保育所(園)・認定こども園【2・3号認定】

対象	☑	必 要 書 類	注 意 事 項
新規 ・ 継続	☐	教育・保育給付認定申請書・利用申込書兼現況届（2・3号認定用）	子ども1人につき1枚
	☐	保育を必要とする事由を証明する書類 ※ p.5参照	子ども1人につき1枚（2人以上申し込みの場合は、1枚は原本、その他は写しでも可）
新規 のみ	☐	申請に来られる方の本人確認書類 ※ 提示のみ	・運転免許証などの顔写真入り…1点 ・資格確認書、年金手帳など顔写真がないもの…2点
	☐	個人番号提供書 ※ 個人番号が確認できる書類の写しを提示	子ども1人につき1枚（2人以上申し込みの場合は、1枚は原本、その他は写しでも可）
	☐	保育料口座振替依頼書 ※ 私立認定こども園は不要	2人以上申し込みの場合は、1世帯1枚でも可。 （連名で記入）※4

※4 必要事項を記入（保育施設名は第1希望を記入）し、先に金融機関で確認を受けてから提出してください。

3枚複写になっていますので、2枚目（右上に「さぬき市保管」と記載してあるもの）を提出してください。

● 世帯の状況により、該当する方のみ

（保育施設に入所する子どもと同居している方が下記に該当する場合は、必要書類を添付してください。）

対象	☑	世 帯 の 状 況	必 要 書 類	注 意 事 項
新規 ・ 継続	☐	ひとり親世帯	ひとり親家庭等医療費受給資格者証(写) または 児童扶養手当証(写)	子ども1人につき1枚 （2人以上申し込みの場合は、1枚は原本、その他は写しでも可）
	☐	生活保護世帯	生活保護受給者証(写)	
	☐	在宅障害児(者)のいる世帯 （子ども本人・保護者・きょうだい等）	身体、精神障害者手帳(写) または 療育手帳(写)	

《提出先》 新規申込の方は、裏表紙の裏面をご覧ください。継続申込の方は、利用施設へご提出ください。

6 保育を必要とする事由、証明書類について

保育所(園)・認定こども園(2・3号認定)の利用を希望する場合、**保護者(父母)**が「保育を必要とする事由」のいずれかに該当していることを証明する必要があります。なお、利用開始後に就労先や就労時間に変更があった場合など、申請内容(p.4の内容を含む)に変更が生じた場合は、その都度、変更申請が必要になります。

保育を必要とする事由	内 容 ・ 詳 細	必要書類	保育利用時間
就 労	仕事をするのが日常である場合 ※ <u>月64時間以上勤務</u> していること。 (無収入の労働の場合は、就労とは認められません。)	▶ 就労証明書 ※自営業主の方は、確定申告書(写)を添付 (提出が難しい場合はご相談ください。)	【月120時間未満】 保育短時間 【月120時間以上】 保育標準時間
妊娠・出産 (産前・産後)	出産前後である場合 ※ <u>出産予定日の8週前の日が属する月の初日から出産後8週間を経過する日が属する月の月末まで</u>	▶ 病気・介護(看護)・出産・就学申立書 ▶ 母子健康手帳(写) (表紙と出産予定日がわかる面)	保育標準時間
疾病・障害	病気、負傷、心身障害等の場合 ※ <u>疾病の場合は、治癒までの期間</u>	▶ 病気・介護(看護)・出産・就学申立書 ▶ 診断書(写)または障害者手帳(写)	保育標準時間
介護・看護	同居または長期入院等している親族の介護や看護をしている場合	▶ 病気・介護(看護)・出産・就学申立書 ▶ 診断書(写)、障害者手帳(写)または介護保険被保険者証(写)	【月120時間未満】 保育短時間 【月120時間以上】 保育標準時間
就 学	就学または就労に必要な資格・技能習得のため、通学している場合 (職業訓練校等を含む。) ※ <u>月64時間以上就学</u> していること。	▶ 病気・介護(看護)・出産・就学申立書 ▶ 在学証明書	【月120時間未満】 保育短時間 【月120時間以上】 保育標準時間
求職活動	求職活動・起業準備の場合 ※ <u>3か月以内に就労しない場合は退所(園)</u>	▶ 求職活動申立書	保育短時間
虐待・DV	虐待・DV等からの避難の場合	▶ 事実を証明できる書類	保育標準時間
育児休業	育児休業取得前から保育施設を利用している子どもがおり、継続して利用する場合 ※ <u>職場復帰する月の前月まで</u> ※ <u>育児休業取得前の職場に復帰しない場合は(退職・転職)は退所(園)</u>	▶ 就労証明書(育児休業の取得期間と復職(予定)年月日が記載されたもの。) ※ <u>育児休業取得開始時は「育児休業証明書」を指定された期限までに提出してください。</u>	保育短時間
災害復旧	震災・風水害等の災害復旧の場合 ※ <u>復旧までの期間</u>	▶ り災証明書	保育標準時間

《 注意事項 》

- 保護者のどちらかが『保育短時間』に該当する場合は『保育短時間』の認定になります。
- 上の子だけが保育施設に入所し、下の子は家庭で保育するということはありません。
(保育を必要とする事由が育児休業の場合は可)
- 育児休業取得中に新規申込の場合は、入所する月の翌月以内に職場に復帰することが条件となります。
- 次の場合は、入所を取り消すことがありますのでご了承ください。
 - ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・ 期限までに必要書類の提出がない場合
 - ・ 施設の管理、運営上支障がある場合
 - ・ 「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合



7 申し込みから利用開始までの流れ（目安）

第1次受付（10月13日まで）にお申し込みの場合

10月中旬まで

利用申し込み（第1次受付）

※ 転居や家庭の事情により、利用を希望する施設を変更する場合は、11月末まで受け付けています。
以降は変更を受け付けません。また、申請を取り下げた場合は、令和9年度中は保育施設の利用ができなくなりますので、ご注意ください。（1号認定は除く）



第1次審査 ※ 定員を超える利用希望がある施設は、利用調整を行います。

2月上旬

入所(園)施設の決定（および内定）

※ 4・5月入所(園)の方は「支給認定証」、6月以降入所(園)の方は「内定通知書」を送付します。



2月～3月中旬

入所(園)周知会

※ 入所(園)決定施設で行います。

4月1日

利用開始



入所(園)月の前月中旬

決定通知

※ 「支給認定証」を送付後、
入所(園) 決定施設から連絡があり、
周知会の日程を決めます。



入所(園)月の前月中旬以降

入所(園)周知会

※ 入所(園)決定施設で行います。



入所(園)月の初日

利用開始

第2次受付（10月14日以降）にお申し込みの場合 ※ 定員に達した施設は受付できません。

10月中旬以降
～1月末まで

2月初日
～入所(園)月の2か月前の末日まで

利用申し込み【随時】
（第2次受付）



第1次受付（上記）
と同じ流れです。



※ 6月以降入所(園)の方への「内定通知書」は送付しません。

入所(園)月の前月中旬

決定通知



※ 「支給認定証」を送付後、入所(園) 決定施設から連絡が
あり、周知会の日程を決めます。

入所(園)月の前月中旬以降

入所(園)周知会



※ 入所(園)決定施設で行います。

入所(園)月の初日

利用開始



8 休日保育のご案内

○ 休日保育とは

保育所（園）・認定こども園が開いていない日曜日と祝日に、お仕事等により家庭で保育できない保護者に代わってお子さんをお預かりします。

○ 利用対象児童

さぬき市内に住所を有し、保育所（認可外を除く。）及び認定こども園（2・3号）に在籍する満1歳以上の児童（離乳食を完了して幼児食に移行している）で、日曜・祝日に保護者の勤務等により家庭での保育ができない児童

○ 実施場所

さぬき市立**長尾保育所**（長尾東 1012 番地 Tel0879-52-2149）

○ 利用できる日

日曜・祝日（ただし、12月29日～翌年1月3日は除きます。）

※また、上記以外にご利用できない日もありますので、ご確認ください。

○ 利用時間

午前8時30分から午後4時30分まで

○ 申し込み手続き

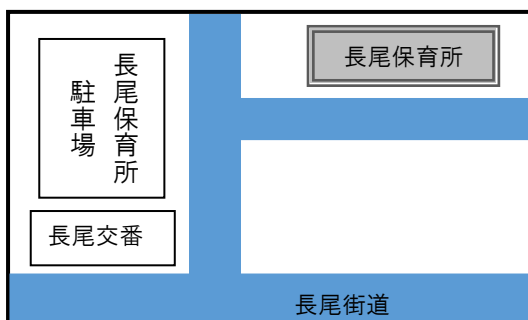
利用開始日の**13日前（土日を除く）までに**、利用申込書と保育ができない証明書等必要書類を、市内の保育施設に在籍している方は在籍保育施設に、市外の保育施設に在籍している方は幼保こども園課に直接ご提出ください。

申込書は、幼保こども園課または市内各保育施設にあります。

○ 利用料金（1回あたり）

- ・ 4時間を超える利用 **2,600円**
- ・ 4時間以内の利用 **1,300円**

【長尾保育所所在地】



《お問合せ先》

幼保こども園課

さぬき市寒川町石田東甲 935 番地 1

Tel 0879-26-9906

9 さぬき市立幼稚園預かり保育の利用について



※ 長尾聖母幼稚園については、施設にお問い合わせください。

時間・料金

	預かり保育時間	預かり保育利用料※
平日	午前7時30分から教育時間開始まで	100円
	教育時間終了後から午後6時30分まで	300円
休日	午前7時30分から午前8時30分まで	100円
	午前8時30分から午後6時30分まで	600円

- ◆ 同一世帯から複数人利用する場合は、第2子は半額、第3子以降は全額免除となります。
- ◆ 上記の料金以外に、園が共同購入するおやつ代の実費が必要な場合があります。

※「保育の必要性の認定」を受けることができる場合は、利用料が無償となります。

詳細については、右ページを確認してください。該当の方は、下記の手続きをお願いします。
また、認定に必要な証明書類の精査を行い、勤務時間等に応じて早めのお迎えをお願いすることがあります。
家庭でゆっくり過ごす時間があることで、子どもたちの心の安定が図れますので、ご協力をお願いします。

申込み先・必要書類

- (1) 申込先 お子様が在籍（入園）する幼稚園
- (2) 必要な書類

利用方法	必要書類
有料で預かり保育を利用する場合	幼稚園預かり保育利用申請書
「保育の必要性の認定」を受けて 利用する場合	幼稚園預かり保育利用申請書
	施設等利用給付認定申請書兼現況届
	各種証明書類 ※

※各種証明書類の注意事項

- ① 必要な証明書の種類は右ページを確認してください。
- ② 希望幼児の保護者（父母）の証明書が必要です。



申込受付期間

必ず利用開始月の前月25日（休日の場合は直前の平日）までにお申し込みください。

申込期限を過ぎると、利用料が発生するなど、ご希望に沿った認定や預かりができなくなります。
預かり保育の利用について、申込・変更することが分かり次第、速やかに幼稚園にご相談ください。

その他

- (1) 長期休業日は、給食がありませんので、昼食をご持参ください。
- (2) 申込後に、家庭の状況・勤務先等に変更が生じた場合は、速やかに園長に申し出てください。

「保育の必要性の認定」を受けることができる世帯は預かり保育料が無償となります。

保育を必要とする事由	内容・詳細	必要書類
就労	仕事をするのが日常である場合 ※ <u>月64時間以上勤務</u> していること。	▶ 就労証明書 ※自営業主の方は、確定申告書(写)を添付 ※内定の場合は、勤務開始前に「就労内定証明書」を提出
妊娠・出産 (産前・産後)	出産前後である場合 ※ <u>出産予定日の8週間前の日から</u> <u>出産後8週間を経過する日まで</u>	▶ 病気・介護(看護)・出産・就学申立書 ▶ 母子健康手帳(写) (表紙と出産予定日がわかる面)
疾病・障害	病気、負傷、心身障害等の場合 ※ <u>疾病の場合は、治癒までの期間</u>	▶ 病気・介護(看護)・出産・就学申立書 ▶ 診断書(写)または障害者手帳(写)
介護・看護	同居または長期入院等している親族の介護や看護をしている場合	▶ 病気・介護(看護)・出産・就学申立書 ▶ 診断書(写)、障害者手帳(写)または介護保険被保険者証(写)
就学	就学または就労に必要な資格・技能習得のため、通学している場合 (職業訓練校等を含む。) ※ <u>月64時間以上就学</u> していること。	▶ 病気・介護(看護)・出産・就学申立書 ▶ 在学証明書
求職活動	求職活動・起業準備の場合 ※ <u>3か月以内に就労しない場合は、求職活動期間中の利用料は無償化の対象外</u>	▶ 求職活動申立書
虐待・DV	虐待・DV等からの避難の場合	▶ 事実を証明できる書類
育児休業	育児休業取得前から預かり保育を利用している子どもがおり、継続して利用する場合 ※ <u>育児休業対象子どもが1歳の誕生日を迎える日まで</u> ※ <u>育児休業取得前の職場に復帰しない場合(退職・転職)は、育児休業期間中の利用料は無償化の対象外</u>	▶ 就労証明書 (育児休業の取得期間と復職(予定)年月日が記載されたもの) ※預かり保育利用開始後に育児休業に入る場合は、出産後「育児休業証明書」を提出
災害復旧	震災・風水害等の災害復旧の場合 ※ <u>復旧までの期間</u>	▶ 災害証明書

注意

(令和9年4月1日～)



求職活動や育児休業で認定されている方については、早朝預かり保育(午前7時30分から午前8時30分まで)の利用認定はできませんので、利用される場合は有料となります。また、お迎えは午後4時30分までをお願いします。

備考

- (1) 兄弟姉妹の保育施設等と同時に提出する場合、添付の証明書等は、写しでもかまいません。
- (2) 証明書の証明日は、前年度3月までの申込みの場合は、前年9月1日以降の日付のものを、それ以外の場合は、利用する月の3か月以内の日付のものを提出してください。

問合せ先 幼保こども園課 電話 0879-26-9906

第1次受付日程

◆ 保育所(園)・認定こども園 (2・3号認定) 受付場所：寒川庁舎 (2階 202会議室)

受 付 日 時			公・私	施 設 名	対 象
10月1日	木	14:00～16:00	公立	富 田 保 育 所	令和9年4月1日までにさぬき市内に住民登録をしている生後3か月～就学前の子どもで、保護者が保育を必要とする事由に該当し、その子どもを保育することができないと認められる世帯の子ども
2日	金	9:30～11:30	私立	認 定 こ ど も 園 だ い ご	
		14:00～16:00	公立	津 田 こ ど も 園	
5日	月	9:30～11:30	公立	寒 川 保 育 所	
		14:00～16:00	私立	た ら ち ね 保 育 園	
6日	火	9:30～11:30	私立	岡 野 松 保 育 園	
		14:00～16:00	私立	ひ ま わ り こ ど も 園	
7日	水	9:30～11:30	私立	認 定 こ ど も 園 長 尾 学 舎	
		14:00～16:00	私立	よ し い け こ ど も 園	
8日	木	9:30～11:30	私立	あ お ぞ ら 保 育 園	
		14:00～16:00	公立	長 尾 保 育 所	
9日	金	9:30～11:30	公立	志 度 保 育 所	
13日	火	9:30～11:30 14:00～16:00	上 記 の 日 程 で 都 合 の 悪 い 方		

◆ 幼稚園・認定こども園 (1号認定)

受付場所：各施設

受 付 日 時	公 私	施 設 名	対 象
10月5日(月)～9日(金) 9:00～17:00	公立	さ ぬ き 南 幼 稚 園	令和9年4月1日までに さぬき市内に住民登録を している 3歳児 4歳児 5歳児
		志 度 幼 稚 園	
		寒 川 幼 稚 園	
		長 尾 幼 稚 園	
		造 田 幼 稚 園	
10月5日(月)～7日(水)		津 田 こ ど も 園	
10月1日(木)～	私立	長 尾 聖 母 幼 稚 園	満3歳児 3歳児 4歳児 5歳児
10月1日(木)		認 定 こ ど も 園 長 尾 学 舎	
10月1日(木)～2日(金)		よ し い け こ ど も 園	
10月1日(木)～9日(金)		認 定 こ ど も 園 だ い ご	
10月7日(水)～9日(金)		ひ ま わ り こ ど も 園	

※ 受付時間等詳細については、直接施設にお問い合わせください。

※ 制服や体操服等、入園後に必要な保育用品の採寸が必要な施設もありますので、お子様と一緒にお願いします。

※ 2・3号認定について、上記を過ぎてからのお申し込みは幼保こども園課にて受付します。

(なお、第2次受付となるため、利用調整(入所審査)における優先度は下がります。)

※ 令和9年度内の途中入所(園)(5月以降の入所(園))の場合(出生前の子どもを含む)も、上記期間中にお申し込みください。

※ 転園を希望する場合も、上記期間中にお申し込みください。

【令和 9 年度の保育年齢】



クラス	生年月日
5 歳児	令和 3 年（2021 年）4 月 2 日 ～ 令和 4 年（2022 年）4 月 1 日
4 歳児	令和 4 年（2022 年）4 月 2 日 ～ 令和 5 年（2023 年）4 月 1 日
3 歳児	令和 5 年（2023 年）4 月 2 日 ～ 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日
2 歳児	令和 6 年（2024 年）4 月 2 日 ～ 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日
1 歳児	令和 7 年（2025 年）4 月 2 日 ～ 令和 8 年（2026 年）4 月 1 日
0 歳児	令和 8 年（2026 年）4 月 2 日 ～ （生後 3 か月以降）

〒769-2395

さぬき市寒川町石田東甲 935 番地 1

さぬき市健康福祉部 幼保こども園課

TEL：0879-26-9906

FAX：0879-26-9946

E-mail: yohokodomo@city.sanuki.lg.jp

